

高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名称 わんぱくこうち
 指定予定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

2 申請団体数 1団体 公益財団法人高知市都市整備公社

3 審査

(1) 審査委員会開催日

第1回審査委員会 令和4年10月18日（火） 審査方法等事前説明
 第2回審査委員会 令和4年11月2日（水） 申請団体面接及び書類審査

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類の審査及び面接を実施し、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき6名（1名欠席）の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点 939点（1,200点満点）

主な評価内容

公益財団法人高知市都市整備公社は、これまで培ってきた17年間の経験と実績を有しており、対象施設の特性を踏まえた今後の適切な維持管理などの対応が可能であると考えます。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況ではあるが、新たな集客に向けたイベントの企画や情報発信による利用者確保の取組のほか、遊具等に関しては、安全性を確保するとともに、来園者が快適に利用できるように運営がなされるよう期待する。

【わんぱくこうち指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評価項目	配点 (満点)	(公財) 高知市都市整備公社
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 利用者の平等確保と要望の把握及び反映	120	88
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	300	226
指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設維持管理 6 利用者の安全確保	330	254
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支状況	120	101
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	30	21
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 プレイランドの運営計画 10 地域経済への貢献	300	249
合 計		1,200	939

4 審査委員会委員

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部 副部長	谷脇 由人
副委員長	高知市都市建設部 副部長	福留 正充
委員	四国税理士会高知県支部 税理士	金子 長彦
	高知市子ども会連合会 副会長	五藤 広志
	公益社団法人高知県森と緑の会 専務理事兼事務局長	岡村 雅司
	高知市公園愛護会連合会 会長	隅田 純一
	高知市財務部 副部長	村田 憲司